

**改正**

平成28年3月1日告示第10号

平成30年3月30日告示第62号

鳩山町地域包括支援センター運営協議会設置要綱

(設置)

**第1条** 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター（以下「センター」という。）の適切な運営、公正・中立性の確保、その他センターの円滑かつ適切な運営を図るため、地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

**第2条** 運営協議会は、次の事務を所掌する。

- (1) センターの設置等に関する事項の承認に関すること。
- (2) センターの公正・中立性の確保に関すること。
- (3) センターの職員の確保に関すること。
- (4) 地域包括ケアに関すること。
- (5) その他、センターの円滑な運営に関して必要と認められること。

(組織)

**第3条** 運営協議会は、委員18人以内で構成し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 被保険者を代表する者（公募による応募者を含む。）
- (2) 識見を有する者
- (3) 公益を代表する者
- (4) 介護保険事業者を代表する者

(任期)

**第4条** 委員の任期は、委嘱又は任命の日から3年間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

**第5条** 運営協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、運営協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 運営協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 運営協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 運営協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

**第7条** 運営協議会の会議は、公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、運営協議会はその議決により、秘密会とすることができる。

(庶務)

**第8条** 運営協議会の庶務は、長寿福祉課において処理する。

(その他)

**第9条** この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月1日告示第10号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日告示第62号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。